安全帯の正しい使い方

～規格に適合した安全帯はあなたの命を守ってくれます～

建設業や製造業をはじめとしたすべての業種において、高さ2m以上の場所で作業を行う作業員の命を墜落・転落災害から守っているのが安全帯です。

安全帯には、厚生労働大臣が定めた「安全帯の規格」(平成14年2月25日　厚生労働省告示第38号)があり、事業者はこの規格に適合した安全帯を使用しなければなりません。(労働安全衛生規則第27条)

規格に適合した安全帯の中から作業に合った安全帯を選び、正しく使うことが大切です。

日本安全帯研究会

安全帯の種類・特性

胴ベルト型安全帯

1本つり専用
（ロープ／ストラップ式）
：旧A種安全帯

おもに建設現場で使われるもので、安定した足場があり身体を支える必要のない作業で使用する安全帯です。

1本つり専用
（ストラップ巻取り式）

使用しないとき、ランヤードを巻き取り器に収納できる安全帯。巻き取り器には墜落阻止時の落下距離を最小限に抑える自動緊張機能・自動ロック機能付もあります。

1本つり専用
（常時接続型：通称2丁掛け）

フックの掛け替え時、無胴綱状態を防止できるよう2本目のランヤードを装備した安全帯。1本つり専用のためU字つりができない構造になっています。

U字つり専用
：旧C種安全帯

おもに配電工事など、安定した足場がなく身体を支える必要のあるU字つり作業でのみ使用できる安全帯です。

1本つり／U字つり兼用
：旧D種安全帯

安全帯で身体を支える必要があるU字つり作業と身体を支える必要のない1本つり作業の両方に対応できる安全帯です。

1本つり／U字つり兼用
（常時接続型：補助フック付）
：旧E種安全帯

1本つりとU字つり作業の両方に対応でき、フックの掛け替え時、無胴綱状態を防止できるようランヤードの両端にフックを設けた安全帯です。

垂直面用

ビル外壁等の垂直面での作業で、おもにブランコ・垂直親綱・スライド等と併用して使用する安全帯です。

傾斜面用

足場の不安定な傾斜面での作業で、親綱・グリップ等と併用して使用する安全帯です。

ハーネス型安全帯

墜落阻止時の衝撃を身体の腿、肩、腰等の複数箇所に分散し、身体にかかる負担を低減する安全性の高い安全帯です。

安全帯を正しく使用するためのポイント

安全帯は取扱説明書の手順に従って
確実に装着していますか？

ベルトは正しくバック
ルに通っていますか？

胴ベルトは腰骨の上で
締めていますか？

墜落時の衝撃による背骨への負担
を軽減させるために、D環あるい
は巻取り器の位置を身体の横、あ
るいは斜め後にくるように装着し
ていますか？

フックはD環より
高い位置に取付け
ていますか？

安全帯に縫い付け
てあるネームに使
用開始年月日を記
入し、交換時期の
目安にしています
か？（ロープ／ス
トラップは2年、
他は3年が交換の
目安です）

ロープ／ストラップは鋭い角に触れないようにしていますか？

墜落による振り子状態が発生した時、構造物に衝突しない箇所にフックを取り付けていますか？

一度でも大きな荷重が加わった安全帯や異常のある安全帯は廃棄していますか？（外観では判断できない強度劣化を生じている場合があります）

垂直・水平親綱の１スパンを利用する作業員は、必ず１人にしていますか？

ポイント Point9

ランヤードを使用しない時は、袋に入れるか、肩に掛けるなど適切に処理していますか？

さつま編込部の点検をしていますか？
（下図の様な使用状態が継続するとさつま編込部が型くずれを起し、抜ける場合があります。

安全帯点検チェックリスト
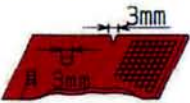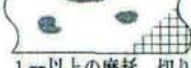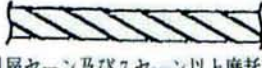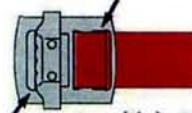
廃棄基準に達しているものは新品と取り替えてください

〔日常の点検を励行してください。〕

レ ：異常なし
△ ：異常あり
◎ ：要修理

点検項目			廃棄基準	判定
ベルト	両耳	摩耗・擦り切れ	3mm以上の摩耗・擦り切れのあるもの	
		切り傷	3mm以上の切り傷のあるもの	
		焼損・溶融	3mm以上焼損・溶融しているもの	
	幅の中	摩耗・擦り切れ	3mm以上の摩耗・擦り切れのあるもの	
		切り傷	3mm以上の切り傷のあるもの	
		焼損・溶融	3mm以上焼損・溶融しているもの	
	全体	薬品・塗料	3mm以上付着しているもの	
		切り傷	3mm以上の切り傷のあるもの	
		焼損・溶融	3mm以上焼損・溶融しているもの	
		先端金具の変形	バックルに通らなくなったもの	
	縫製部	縫糸	1カ所以上切断しているもの	
ロープ		切り傷	1リード内に7ヤーン以上の切り傷のあるもの	
		摩耗	摩耗して、棒状になったもの	
		キンク	キンクしているもの	
		薬品・塗料	汚れ・変色・硬化しているもの	
		焼損・溶融	1リード内に7ヤーン以上焼損・溶融しているもの	
		シンブル	脱落しているもの	
		さつま編	抜けているもの	
			ストランドの乱れや端末部の余長が引き込まれているもの	
		変形	形崩れ・著しい縮みのあるもの	
			使用開始から2年が経過しているもの	
ストラップ		摩耗・擦り切れ	芯の露出、また1㎜以上の摩耗・擦り切れのあるもの	
			使用開始から2年が経過しているもの	
		切り傷	芯の露出、また1㎜以上の切り傷のあるもの	
		焼損・溶融	芯の露出、また1㎜以上焼損・溶融しているもの	
		薬品・塗料	汚れ・変色・硬化しているもの	
		縫糸	摩耗・擦り切れ・切断しているもの	
バックル		変形	締まり具合が悪いもの	
			リベットのカシメ部にガタ・変形があるもの	
		磨滅・傷	深さ1㎜以上の磨滅・傷・亀裂があるもの	
			リベットのカシメ部が2分の1以上磨滅しているもの	
			ベルトの噛合部が磨滅しているもの（正しく装着し、腹部に力を入れてベルトがゆるむもの）	
		錆	全体に錆が発生しているもの	
		ばね	折損・脱落しているもの	
環類（D環・角環・8字環）		変形	目視で確認できる変形のあるもの	
		磨滅・傷	深さ1㎜以上の磨滅・傷・亀裂があるもの	
		錆	全体に錆が発生しているもの	
フック		変形	外れ止め装置の開閉操作の悪いもの	
			リベットのカシメ部にガタつきがあるもの	
		磨滅・傷	深さ1㎜以上の磨滅・傷・亀裂があるもの	
			リベットのカシメ部が2分の1以上磨滅しているもの	
		錆	全体に錆が発生しているもの	
		ばね	折損・脱落しているもの	
伸縮調節器		変形	ロープの伸縮調節器の作動が困難なもの	
			リベットのカシメ部にガタつきがあるもの	
		磨滅・傷	深さ1㎜以上の磨滅・傷・亀裂があるもの	
			リベットのカシメ部が2分の1以上磨滅しているもの	
		錆	全体に錆が発生しているもの	
		ばね	折損・脱落しているもの	
巻取り器		変形	ストラップの巻き込み、引出しができないもの	
		取付ねじ	巻取り器の取付ねじが脱落しているもの	
		破損・傷	ベルト通し環が破損しているもの	

安全帯の廃棄基準の一例

ベルト

摩耗・擦り切れ・切り傷・焼損・溶解	摩耗・擦り切れ・切り傷・焼損・溶解
両　耳：3㎜以上の摩耗・切り傷等があるもの	幅の中：3㎜以上の摩耗・切り傷等があるもの

3mm

ロープ／ストラップ

3つ打ちロープ（新品）	8つ打ちロープ（新品）	ストラップ（新品）
ストランド、ヤーン	ストランド、ヤーン	

切り傷		摩耗	
3つ打ちロープ	ストラップ	3つ打ちロープ	ストラップ
1リード内で7ヤーン以上切れているもの	1㎜以上の摩耗、切り傷があるもの	外層ヤーン及び7ヤーン以上摩耗しているもの	芯が見えているもの

キンク・形崩れ		薬品・塗料	
3つ打ちロープ	ストラップ	3つ打ちロープ	ストラップ
キンクしているもの。また7ヤーン以上形崩れのあるもの	全体に波打っているもの	塗料が付着して硬化しているもの。また薬品が付着し、変色しているもの	

損傷・溶解		さつま編	縫糸
3つ打ちロープ	ストラップ	3つ打ちロープ	ストラップ
7ヤーン以上溶解があるもの	損傷・溶解により芯が見えているもの	さつま編が1箇所でも抜けているもの／各ストランドに乱れが生じ、端末部の余長が引き込まれているもの。	縫糸が1箇所以上切断しているもの

バックル

変形	磨滅・傷
変形し、締まり具合の悪いもの	1㎜以上の磨滅、傷のあるもの

環類

変形	磨滅・傷
目視で変形が確認できるもの	1㎜以上の磨滅、傷のあるもの

フック

変形	磨滅・傷
外れ止め装置の開閉作動の悪いもの	1㎜以上の磨滅、傷のあるもの

伸縮調節器

変形	磨滅・傷
目視で変形が確認できるもの	1㎜以上の磨滅、傷のあるもの

巻取り器

変形	破損・傷
ロープ／ストラップの巻込み、引出しができないもの	ベルト通し環が破損しているもの

「日本安全帯研究会」の御紹介

日本安全帯研究会は、安全帯の製造業者の団体として平成４年に設立され、以来、すべての安全帯に係る技術的な研究を行うとともに、厚生労働大臣が定める「安全帯の規格」の作成に協力し、品質、性能の向上ならびに安全帯の普及に努め、業界の発展と災害の防止に寄与することを目的に活動しています。

日本安全帯研究会　〒113-0034　東京都文京区湯島2-31-15　和光湯島ビル５階
㈳日本保安用品協会内
TEL 03-5804-3125　FAX 03-5804-3126

日本安全帯研究会会員一覧（平成17年9月現在、50音順）

会員	所在地・連絡先
サンコー㈱	〒532-0033　大阪府大阪市淀川区新高1-14-7 TEL 06-6394-3541　FAX 06-6395-0041　URL http://www.sanko-titan.co.jp
㈱谷沢製作所	〒104-0041　東京都中央区新富2-8-1　キンシビル TEL 03-3552-5581　FAX 03-3552-5576　URL http://www.tanizawa.co.jp
東洋物産工業㈱	〒673-0443　兵庫県三木市別所町巴21-1 TEL 0794-83-0007　FAX 0794-83-8800　URL http://www.toyo-safety.co.jp
藤井電工㈱	〒679-0295　兵庫県加東郡滝野町上滝野1573番地の2 TEL 0795-48-3360　FAX 0795-48-3409　URL http://www.fujii-denko.co.jp
ポリマーギヤ㈱	〒521-0002　滋賀県米原市上多良60 TEL 0749-52-2881　FAX 0749-52-3152

安全帯の使用に関する主な関連法規

1　安全帯を使用しなければならない作業

高さ２m以上で、墜落防止措置を講じることが困難な場所での作業（安衛則第518条）
高さ２m以上の作業床の端や開口部で、手すりなどを設けることが困難な場所での作業（安衛則第519条）
粉砕機および混合機の開口部で、転落のおそれがある場合（安衛則第142条）
ゴンドラの作業床で作業を行うとき（ゴンドラ則第17条）
酸素欠乏危険作業で、作業者が酸欠症で転落するおそれのある場合（酸欠則第６条）

2　事業者・労働者の責務

事業者は、高さ２m以上の高所作業で作業員に安全帯を使用させる場合には、安全帯を取付ける設備を設けなければならない（安衛則第521条）
労働者は、高さ２m以上の高所作業で安全帯の使用を命じられたときは使用しなければならない（安衛則第520条）

3　作業主任者が安全帯の使用状況を監視しなければならない作業

型わく支保工の組立て等作業主任者（安衛則第247条）
地山の掘削作業主任者（安衛則第360条）
土止め支保工作業主任者（安衛則第375条）
ずい道等の掘削等作業主任者（安衛則第383条の３）
ずい道等の覆工作業主任者（安衛則第383条の５）
採石のための掘削作業主任者（安衛則第404条）
林業架線作業主任者（安衛則第514条）
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者（安衛則第517条の５）
鋼橋架設等作業主任者（安衛則第517条の９）
木造建築物の組立て等作業主任者（安衛則第517条の13）
足場の組立て等作業主任者（安衛則第566条）